

大明律例譯義

三

保  
6038  
14-4



8208  
十一

淡月照空林  
清風拂素襟  
露沾花上月  
香散竹間陰  
水石清無恙  
雲霞淡有吟  
悠然得真趣  
忘却在塵心

門 7 係 4  
號 6035  
卷 14-4

大明律例譯義卷之三目錄

吏律

職制

選用軍職

大臣專擅選官

文官不許封公侯

官員襲庶

濫設官吏

貢舉非其人

舉用有過官吏

擅離職役

官員赴任過限

無故不朝參公座

擅勾屬官  
官吏給由  
姦黨

文結近侍官員  
上言大臣德政

公式

誦讀律令

制書有違

棄毀制書印信

上書奏事犯諱

事應奏不奏

出使不復命

大風漏泄軍情大事

官文書誓程

照刷文卷

磨勘卷宗

同僚代判署文案

增減官文書

封掌印信

漏使印信

漏用鈔印

擅用調兵印信

信牌





武官の職に於て老人不任して彼の明に於ては文  
官と吏部より人取吟味し武官は兵部より推し  
ひるるの事なり然るに其の考へるに  
進身内はふもその後方此の考へるに  
もたれは別れの恩澤と乞求の傳奉おれ  
官を以て法ぬ所の事成を天子先祖代々の官に任  
し法依といひけり法依祖中分者河には派と口物免  
て刑罰に於ては武官は位階を降し衛所を遣し  
總旗小旗軍人舍外は揮官の色もろ擲不遣して  
帶俸毎月三石或二石食糧此の軍人毎月の俸は一入て  
差採小差採セ一軍職は一年に一度は世をの付とせし  
しは法依といひけり也若し其の考へるに

その人となりの入て法依は新なる人  
る右に官を志しけり亦く帯俸差採  
子撥之徒子撥は其の考へるに  
川は其の考へるに  
其の考へるに選し  
つたやにその考へるに  
と色漸し遣して軍官は帶俸差採し軍人食  
糧差採し

大臣專擅選官

大臣は右者君は其の考へるに  
官人を選官するに  
思はる文官武官は其の考へるに  
其の考へるに  
何れも其の考へるに

若くは乃親類を天子制派の思ふやうに承けたりしは  
官職に任じし事状に依りて若くは相承者ありしとせし  
とて同く斬罪に決す也天子の朝廷に相初めく毎日  
出勤する者も故人も天子並に命じて外にけり  
はるる又公進の存を以て分て官よりたすは  
行不遠道より勇利なり命に依りて早味は死  
事少くはるる事かいつせも決する事といふも杖一  
の罪に決し尚職を以て官に任じし事とせざる也

文官不許封公侯

武官は天子製造の才大なる功の積るはつとて公侯に  
封せしむる事也文官は各々の大功ありしは公侯  
に封せざる事也

惣して文官を公侯に封じし事をもつては  
故人事をもつててててててててててて  
首代何れとて公侯

爵に封じし者をもつては  
封せしむる人をもつては  
明くしてして居りて外に  
己内に入らざる相とてして  
公侯に封じし事をもつては  
はた其功を以て取らば  
とては  
からざるにあらざらんやとの  
律に依りては

官員襲庶

武官の子孫は父祖の爵を以て世に官職を承けしむる  
文官は父祖の庶に依りて官に任じし事をもつては世に法に依り

凡文武官人或は年老ゆへに又と死しては  
之職を以て襲庶せしむる時必し嫡長子に承けしむる



むら也。嫡長子ハナ書。若嫡長子有故初めは用ひまわらぬ又元正の用ひまわらぬ  
刑罰は嫡孫として惣庶せし嫡長子孫は不  
嫡のものは嫡次子孫は不書の二男之男  
古く過りて不書の子孫ありしは庶長子として  
一男惣庶せしは庶長子たしむるは庶長孫は  
てはしむるは庶長孫は嫡孫は不書  
孫と子ありしは庶れ者の才又姪なりは内家督は  
けはしむるは庶れ者の才又姪なりは内家督は  
若庶出の子孫又ハ才姪なりは庶出の子孫は  
一男惣庶せしは庶長子たしむるは庶長孫は  
其軍官の惣庶は庶れ子孫年知りて父祖の跡  
没を惣書すしは庶れ者の才又姪なりは内家督は

ト達しは庶れ者の姓も法書付重くその同取父なり  
この俸給をも故としく法れて不自由ななりは  
あつ年十六より少くは兵部一達しは庶れ  
の跡法は惣書し軍人としては庶れは初めは  
庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れ  
乃書は例の過りて毎年並み右法しは庶れは  
なくはしは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは  
おしは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れ  
まは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは  
其姓の子ハ杖一百を庶れは庶れは庶れは庶れ  
庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れ  
れ日ハ庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れ  
右ハ庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは庶れは

事は人にと又同前の罪よりなすべし。

右職名廢の事にかてしめら彼人古く過るうふとて是  
は下りのい治事なりしり老を犯人として其と同  
罪よりしり度子れ治事なりして既を就事なりしり  
あけくをれ既のふとてに老を杖一百徒三年治し冒  
し事と知は其通りに聽しり者杖一百ふり此の  
分派するは其罪よりなす也。

條例

一惣して軍官の職事なり老者此れ人死して子も  
跡を襲ふに付又も又年老て病氣付其子又人  
職より治るは其罪よりなす也軍功少くは其の  
例小たのく是れ減し老は千戸と百戸又ハ改修  
事めしり也其の減しは其の華めしり

この是ら兵部の後人なり私とせし事にくふは  
此の旨よりしり老は其の減しは其の華めしり  
其の旨よりしり老は其の減しは其の華めしり  
計りして色遠の配より處して帯傳は其の  
一搦して軍官の子孫又死するは其の跡を襲ふ  
老より其の職より其の減しは其の華めしり  
後人移文して其の減しは其の華めしり  
しりおしせしり其の減しは其の華めしり  
浙江ふのふら十人年より色南京北京に其支配なる  
湖廣陝西河南山東山西遼東より所ハ十二年より  
其の其人より其の減しは其の華めしり  
の姓若くは書しりして其の減しは其の華めしり  
てより其の減しは其の華めしり

人と原長より衛所へ遣へり。舎旃揮官の並りて  
食糧差探せし。若吟味し時其事状よりあ合て  
いひしよりその間より其者の父祖も又そのより  
二休一止も録し給ふ。又その事一ゆゑも皆明  
ぬ。又其者幼少く。其屋よりその年比より延  
志。その事一ゆゑも其の事より。公知十六の時  
をけり。その事一ゆゑも。右の事も南より。其  
より十一年南北直隸の處より。十二年の内  
巡撫。巡按。目付役より。その事一ゆゑも。其  
年。其の内より。其の事一ゆゑも。其  
半。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
一。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其

申法合に。軍官の証。其の事一ゆゑも。其  
姪。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
人。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
遊。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
奏。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
養。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
時。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
中。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
す。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
め。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
共。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
境。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其  
其。其の事一ゆゑも。其の事一ゆゑも。其

一 軍官軍人及び軍丁小

一 軍官軍人及び軍丁小 軍官軍人の家代は

の才望より子孫より家代は

らるるれに介に所より又官位を

人小法合けりて金澤を

姓名より河よりあつた

其金澤代通して西

若りも遠く一 年救

返り家代はより其

りのこと所の以人取

より其の若代計羽

夷狄境より軍丁小

と其位を以て通

一 軍職若人

一 軍職若人 軍職若人の家代は

より其代より其

右に以て何れ其代死

軍に充る律より其

至りて病死する

首領らるるて死

右に以て其代死

右に以て其代死

者軍功より其

其年中より其

洪熙年中より

てたより四五代

とてしつゝ一若永を軍に充てられ累代にたりたる  
ものなれば中人若洪武永樂の間に功績をたしめたる人  
乃子孫をこの世の功績なき人の子孫に賜ふれば何のこ  
とありしや凡人の子孫に命を賜ふれば一遺を遺す祖  
父の官職なり一尊降して永世に傳ふとゆふは一脇  
腹に子なりとすしとすまらしかば世に傳ふは世に洪  
熙元年より後功なりとて職に階ししや若の子孫に脇  
腹のまをいふはいつにけりし事なりとすは

一 忠くして軍職に充てられ功績をたしめたる人  
乃子孫をこの世の功績なき人の子孫に賜ふれば何のこ  
とありしや凡人の子孫に命を賜ふれば一遺を遺す祖  
父の官職なり一尊降して永世に傳ふとゆふは一脇  
腹に子なりとすしとすまらしかば世に傳ふは世に洪  
熙元年より後功なりとて職に階ししや若の子孫に脇  
腹のまをいふはいつにけりし事なりとすは

苦の脇腹に子孫を賜ふべしとて一若永を軍に充てられ累代にたりたる  
ものなれば中人若洪武永樂の間に功績をたしめたる人  
乃子孫をこの世の功績なき人の子孫に賜ふれば何のこ  
とありしや凡人の子孫に命を賜ふれば一遺を遺す祖  
父の官職なり一尊降して永世に傳ふとゆふは一脇  
腹に子なりとすしとすまらしかば世に傳ふは世に洪  
熙元年より後功なりとて職に階ししや若の子孫に脇  
腹のまをいふはいつにけりし事なりとすは

一 忠くして軍職に充てられ功績をたしめたる人  
乃子孫をこの世の功績なき人の子孫に賜ふれば何のこ  
とありしや凡人の子孫に命を賜ふれば一遺を遺す祖  
父の官職なり一尊降して永世に傳ふとゆふは一脇  
腹に子なりとすしとすまらしかば世に傳ふは世に洪  
熙元年より後功なりとて職に階ししや若の子孫に脇  
腹のまをいふはいつにけりし事なりとすは

漕の目れ吟味ふりくく一俵一納む一子孫あり又  
ら京倉通判倉へおさむる米俵およそ千石ありて  
ふりて軍に充て給ふ海へ一苦乃て海へ一集用  
とせしむる一もつと一もつと一もつと一もつと一もつと  
と一もつと一もつと一もつと一もつと一もつと一もつと  
ひ送るまはれ此の保く送るまはれ一守役人といふ  
事とくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
て帯俸差探と若賄ひの事なきは相法の律と云く海  
一といつと一といつと一といつと一といつと一といつと  
襲の人ハ赤くは通中牢よ入量し俵俵して納めく海  
事とくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
て海へ海へくれば此の事ありたり一守役人といふ者  
賦ホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホ

先跡ゆふといひ付て其より一もつと一もつと一もつと  
一納めく海へ事休すは地  
一軍職若法置きて其と云く一もつと一もつと一もつと  
百二十貫のふにみらく一難犯の死罪と云く一もつと一もつと  
多た者例ふたけく軍に充て給ふ若くは一もつと一もつと  
職と諸又一年知りて成人の内祖文の事跡は海へ  
一もつと一もつと一もつと一もつと一もつと一もつと  
て跡は地は地は地は地は地は地は地は地は地は地は地  
一軍官たもた者凡人の子孫と云く一もつと一もつと一もつと  
たてしむるは其姓の子と云く又一もつと一もつと一もつと  
はこれの歌歌は我子やうにといひて一もつと一もつと一もつと  
西て一もつと一もつと一もつと一もつと一もつと一もつと  
しもた者といひもつと一もつと一もつと一もつと一もつと一もつと

事代奏少一い川をきて海を渡る事賣とくく  
心若く味の上相達と清合多官人として御と  
願帳御一裁しめる名代けつて子孫永く其位代繁栄  
ゆたか子孫にわふ勅忘る通字代御のくくも保り  
沈文とあしめる故人代罪ふすも事一なり衛所  
乃重彼掌印官御設人御印と掌金書官御法其介連名  
ゆく清合て兵部く沈文代造一人若若ハ律の御  
小業を減して罪ふしひ甘くしゆる若若くあくる  
事わもハ柱法の職とく何く海とく何くかて  
くけりい若部一たくりやて職と繁くつたるはくを  
何ら子孫中姪をばの律ふ何く為良とそ若若  
乃人金代と出して官位代官と御あ人一人の子  
とそくそく表背していつと我の子とわして位代繁

く見たり昔代罪ふりく一國御一軍は充りたり  
一處くに佐長せ七官の御替父死して跡継ぎをうけつた  
父老て父の跡をかへつた  
すはつし一國御事ホ又ハくく一近事やいあ若又ハ流  
さくくく又ハ軍に充り人ホのさ一處は来て一若若  
者七官の御代美御事のさく若若の若若を  
くくく一跡代繁御代事いあそせあはくく  
おひやく一奉り事代を周々雙言代ゆた一りあ  
とるあしむあものあつてはつて遠く色去の若若  
毒釣の交さあ一おひやく一軍は充り也  
一跡と御代繁御軍職り忠順若れ父若生り一若若  
何れ事若若死する一死罪と同色御小はり一軍に  
充て死たると代若の嫡子一跡を繁せたるの次ハ男子







條例

一在京官人若金銀とて物とて  
やういひの若きとてかこつて  
官にけりも職物の高ふとて  
物向を働く私に立選とて若  
又右同前小民とて物とて

一法没不へ金銀とて物とて  
て物とて不今迄はとて  
源政の子前とて取たり者  
一更典の類若放埒とて上  
例と悪して吏役とて民と

我は支配とて官人の不  
又人代たとて物とて又  
りさし又人代たとて右  
たらみ代せとてとてい  
我う方とて白紙とて心  
とて入けりとて百姓と

一在京大小の衙門の  
川の物とてせとて二十  
一病氣小抱とてとて時  
方代抱とて支とてとて  
を此中代吏部とて執  
内病氣平金とてとて又  
めと待とて彼使とて









者又附近の衛所(遣)して軍に充てられし事  
行きたり不吟味りし事右村通里の事と云ふは  
失覺察の事律に依りては容赦せらる也

擅離職役

職事法儀のありしもの病家より云用ひてを方(以)か  
右村なるに在りし法不を多しと云ふは相背けの事

振しての官吏ホ云命に依りて外(内)に依りては  
事よき事ありし職役は多しと云ふは設所小  
別何の事ありし事小職法儀の事若し若  
四十若又設所は何事もしりし事  
りやよき事ありし事近き若し若し若し若し  
あけりし事ありし事若し若し若し若し若し  
杖一百より重し其方に付て是れ海(若し若し)  
若し若し若し若し若し若し若し若し若し若し

若し若し若し若し若し若し若し若し若し若し

元倉庫金銀貨幣諸物務船運上場物

獄囚一切の雜物者若し若し若し若し若し

夜若し若し若し若し若し若し若し若し若し若し

國士監より不の書生在監調士監より在監大

在事四五年の以後在監若し若し若し若し若し若し若し若し若し若し

近若し若し若し若し若し若し若し若し若し若し

出若し若し若し若し若し若し若し若し若し若し

若し若し若し若し若し若し若し若し若し若し

國士監小形の書生在監と歴の別らる事

法政下の事以辨し官吏兼差乃教人と云ふ事

若し若し若し若し若し若し若し若し若し若し

罪状同行止有虧り例ふらう 行止有虧り不罪と今  
味し今迄の物のとや若く常の民とれと其人  
代りてはとらう者若職役わら若者とは同一なり  
小罪とらう職法と革め止ふ也

官員赴任過限

諸官人官小任せし後不仕むくは此迄の  
日移わりも日移りてはとらうとす

悉く官小任せし後不仕むくは此迄の  
都の官人の任付も日移りてはとらう  
吏部より出し給ふ照會法は取見と始と  
いふと移文は照會と其日と本日と今日と  
今日と昨日と先の任をへてはとらう  
かといふ照會のせしめは日限も通ふに先  
の任をへてはとらう  
事なく若道中へ還ふは日限も通ふに先  
の任をへてはとらう  
造りてはとらう到着すといふ一日の  
日限も通ふに先

と一尋丈如く 罪杖八十止む其と  
市での考へたためしとらう  
若我の代り新官とて判官せは  
と初は高に役人となし  
候ら勿論と事ふる事代のせしめ  
てはとらう若何のふらう  
と今迄のまをのらうと  
此れより二尋減してはとらう

若我の判官に任付は赴く中途は  
くはとらう 渡海も事ふる  
病弱の或は親類お果と喪の  
行事もは延延せは  
後日の穿鑿を付しはとらう





月足へのありて、事如くし、文給由、治政所より勅令官  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、

一官位、後、京部より事如くし  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、

先官位路、別り、事如くし、事如くし、事如くし、

**無故不朝參公座**

朝参、在京の官人、毎日朝廷、参りて、参りて、参りて、

振、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、  
事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、事如くし、

**擅勾屬官**

上司の者、或支取、下付、後、所の



官吏任事に在りて改任と勅々二年二十六年二十九年  
元禄二年一考と六年二考と九年三考と九年  
の同物なりと勅々九年多し和代ありたる事と  
書立地は其吏部へ送る遠く給由と吏部より  
此れを以て官任としり  
考へて法衛門の事に属し多かれ官吏とし九年

考へ満ちる時ありし九年九月の初め  
考へて勅方の首魁に言さるは其人を吏部へ  
遣ふ時吏部より考功司に内代かきしり  
の役人小中や一人の官任せし時官代や先  
多し時と代勅へし選部へ遣ふ  
新く首魁の何れを考へて遣ふは其人の  
の中に考功司を以て改任といはる時  
たし考功司右と通るは六日の内にお  
たし時と代日新代考へて選部へ遣ふ也一日延引也

考功司の吏典答一十一日一考代如く罪四  
十きりし首領官は一考代如く

若由代給しる役人へ罪私罪入りしを隠しり也  
漏りし者ら隠したる罪を以て引分也  
刑小の答六十一  
事又と選代記録もも事よりを引分り  
右同前也  
とひし罪とありし者ら  
此の人代罪入り也  
別代若古の事代もも  
一考代ありし給由の役人と一考して  
隠しり也  
役人へ引分りし事細しの中

一 別紙に写し上りし書寫り役人  
も亦前記の如く之等のせりし  
味する付んものしりやま  
たり者ら末の云式律の失錯漏報卷宗の律は依り  
刑より入る

給由役人若人乃行止紙  
律止らるるせりし  
一 律加へて答四十なり

若給由の人若其人の勉状事  
日給をまし  
とせし人の若くは  
累りたるを  
杖一百

職法を  
此との事  
此の通  
守り方

條例

一 振し  
刑部司へ  
吏部へ  
九年  
刑部司へ

乃ち乃てし... 此の如く... 九年... 考満... 刑... 尚早... 民...

一國... 吏典... 古川... 其外... 考...

満... 六年... 考満... 刑... 尚早... 民...

たう、十四年秋、若之年より、  
は、  
に、  
を、  
に、  
を、  
に、  
に、  
に、  
に、  
に、

毒黨

凡、  
に、  
に、  
に、  
に、  
に、  
に、  
に、  
に、  
に、

若、  
小、  
若、  
若、  
若、  
若、

若、  
若、  
若、  
若、  
若、  
若、

御前へ在りて法律の題を以てし、  
主使は、  
小形は、  
派は、  
し、  
派の、  
任は、

交結近侍官員

交結は相互に交りて中より其事の合意を以てして  
近侍は天子の近侍の長也法法下の官人母等の人はを以て  
次は

若法後訓の官吏人等若内官天子近侍及一日に  
天子の近侍は伺候し、  
隠密の事は外へ

一、  
孝宗皇帝は聖旨し、  
禁中の御門内へ  
其者として禁中衛は  
小形の煙瘴の地  
にす

上言大臣徳政

大臣は宰相執政の人を以て其の人  
徳は

允法後訓の官吏及平人亦天子は宰相執政たりとの



義政より才知もくはく道徳しつらう云々  
者罰是姦邪の徒黨あるをいふこと吟味し  
明白なる時犯人の斬罪小抄の書子の奴う  
ら云後(瀬)もも也古く通る者大臣分  
同罪をいひし分をいふ者之罪をいふ

公式

公解の式法とす  
簡條の式法とす

講讀律令

律大明律令大明令なり律は罪状犯し  
こく法状の令なり是る卑下  
罪をいふにせしめ也  
海客は

朝廷より定むる律令に犯したる事と人の  
情とを源とす市法に依る人  
罪の名を定む

大中に領ちりてい川もくもく志し  
物也夫在流法所の官吏は  
律の意は明りて  
と云々 毎年拾月には京  
ら分巡御史 提刑 按察司  
等の刑に流役人として  
其節律の文句は講釈し  
乃を以合張せざる者  
錢をとりて流役人として  
重く後日役かへ  
小た人其任所より  
百工人の細工 技藝者  
者能律の文句は海客  
百姓商人 古底の

多敷者... 天子の御寶判

若法役人等... 斬罪小抄

制書有違

天子の言葉... 文代制書

天子の御寶判... 宸襟

奉了... 杖一百... 皇太子

子の令旨... 杖九十... 杖一百

天子の制書... 杖一百... 令旨

棄毀制書印信

天子の御寶判... 印信

天子の御寶判... 御寶取至

上青、道中の馬馬と云ふは、禁裡、即判の馬に付、起船符驗、

道中の記と云ふ、各衙門印信、記、檢の記也、夜巡、

銅牌、禁中、後、病の小札也、禁門の内、右の記、

いづれも大切の物也、然るに或は、又ハ、

一、或ハ、或ハ、或ハ、

何事ハ、罪小なり、

何事ハ、罪小なり、

飛、或ハ、右の通、

や、或ハ、又ハ、

か、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

事、或ハ、又ハ、

法後司は相勅は吏典 代後司 九年の考満く 代了ら  
 新設も未だ後司を引渡さず 葉駿 約れ約は  
 一より細事申され 法後司に申付おん 現後司を  
 若右と通へしに 若右に 杖八十 首領官の上役を引  
 渡すの如淋と律に 其若と一味して 彼不れ内り勉  
 書法後司に 引渡さす 若右と志し 若右と 首領官  
 より 罪右同敷 杖八十の罪より 引渡す

上書奏事犯譯

天子一書に書法上書とて 法後司の人を宛ててに固く封し  
 天子の御書とて 正小御覧の御書とて 封して 奏事  
 とて 共相小天子の御書と 廟譯とて 譯  
 といふは 封し 他は 封し 罪なり

若天子一書に書法上書とて 若右と書し 若右と書し 實封し 封し  
 天子の御書とて 正小御覧の御書とて 封して 奏事  
 といふは 封し 他は 封し 罪なり

若右と書法上書とて 若右と書し 若右と書し 實封し 封し  
 天子の御書とて 正小御覧の御書とて 封して 奏事  
 といふは 封し 他は 封し 罪なり

若右と書法上書とて 若右と書し 若右と書し 實封し 封し  
 天子の御書とて 正小御覧の御書とて 封して 奏事  
 といふは 封し 他は 封し 罪なり



を奏すべし又上司の申すに依りては上より  
いさむの作付しむらひ上司の御旨に依りては或は  
罷ふ所は又公の御旨に依りては若くは上は彼の奏す  
べしと上司は不申しむらひ或は彼に或は杖一百  
ちいり答四十の罷ふ所は是也

奏聞と云ふは公事て用の事なり罷ふ所は事計よりい  
兵部中田代荒あまを人の方より申すに依りては又水旱に依りては法律の趣

其事よりいさむる法没人不張るは書より明ら明ら  
奏聞と云ふは我の心よりいさむる事なり又其の  
事よりいさむる其の申すに依りては或は増或は減  
一申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては  
事よりいさむる其の申すに依りては其の申すに依りては

又其の申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては  
其の申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては  
其の申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては

支配下の法なり官人若我と其の申すに依りては上司の官の訓  
へ申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては  
其の申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては  
其の申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては  
其の申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては  
其の申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては  
其の申すに依りては其の申すに依りては其の申すに依りては

く西也しめり時節は思入合く、も時り流くゆき、  
中立施しゆ、や、い、い、  
律小、向く、罪、ゆ、た、  
と、  
い、  
と、

條例

一 親王府よりか、  
事代許と若なり、  
と、  
重、  
法、

事代親王府の老役の者、  
金、

出使不復命

天子の作と、出使より、  
天子の御意の、  
勅、  
事、  
一、  
も、  
う、  
早、  
も、

一々ありて一々ありて杖一百あり共々ありて一々ありて一々ありて  
一々ありて一々ありて杖一百あり共々ありて一々ありて一々ありて  
事役不承ふかきて一々ありて杖五十

若右之通令制勅不承ふかきて一々ありて杖五十  
若右之通令制勅不承ふかきて一々ありて杖五十  
若右之通令制勅不承ふかきて一々ありて杖五十  
若右之通令制勅不承ふかきて一々ありて杖五十  
若右之通令制勅不承ふかきて一々ありて杖五十

若制勅符驗の類候やゆりて一々ありて杖五十  
若制勅符驗の類候やゆりて一々ありて杖五十  
若制勂符驗の類候やゆりて一々ありて杖五十  
若制勂符驗の類候やゆりて一々ありて杖五十  
若制勂符驗の類候やゆりて一々ありて杖五十

漏泄軍情大事

軍の大事は外に漏るる事

朝廷又の外に長官總兵官私に軍兵候傳へて一々ありて杖五十  
朝廷又の外に長官總兵官私に軍兵候傳へて一々ありて杖五十  
朝廷又の外に長官總兵官私に軍兵候傳へて一々ありて杖五十  
朝廷又の外に長官總兵官私に軍兵候傳へて一々ありて杖五十  
朝廷又の外に長官總兵官私に軍兵候傳へて一々ありて杖五十



若かりしもの若ハ斬し平生を去りてなほ  
杖一百も存候と云ふは再ハ用ひしはなり

### 條例

一在京并諸國の軍人民人ハ貢物状はあらず未期は  
於夷人と認めし人ハ中々に付はれ我ハ其  
下に入るを比小世活と云ふも人々を  
懸半候はあらず人の善悪は我ハ其  
中國の事情よりしてしり事とし軍人民人  
とに罪を同色衝は交して軍ハ元軍職を右の  
通事候事としはるるの御下候して帯俸差  
操りし通事并右の夷人ハ付して送るは人  
等女の通事ハ事候とし軍職ハ例の  
通事より文職としは候と云ふは民と云ふ

### 官文書統旨程

官の文書ハ公用の書物に依りて  
おくりしは格別定めの刻限も  
也りしは

元官の文書ハ小奉ハ六日中奉ハ十日大奉ハ二十日  
と云程限はく我ハ日救の通事ハ将明也り行り  
一日延りしは吏典各一十日延りすといハ一事を如く  
罪若四十さうめと首領官ハ一事を減し  
若次ハ支配下の法外ハ中ハ我れら奉り  
支配下の法外ハ其奉の首魁ハ吟味し  
白ふ為とて返事とすハ其奉ハ友吏  
さうりしは格的に奉りしは  
書通しは白書を拂ひ外ハ  
格的に奉りしは  
杖八十支配下の法外ハ  
杖八十支配下の法外ハ



知列知縣ノ首領官及ハ倉庫務場局所河泊ホ  
 ノ官又吏典一等減し知府知列知縣ノ正官  
 人後又ハ巡檢官知府の封に付ル官盜賊  
 事ハ一不ヨリノ不  
 一ハ道科ト律ハ罰トヨリ年一十日又不  
 一ハ一  
 若右の文奏の月法程の等用不足して  
 事ハ又ハ刑罰ト律ハ罰トヨリ年一十日又不  
 一ハ一  
 法ハ枉  
 事ハ又ハ刑罰ト律ハ罰トヨリ年一十日又不

磨勘卷宗

磨勘卷宗ノ義ハ考ヘル也  
 照刷ノ出ルモノ  
 照刷ノ出ルモノ  
 照刷ノ出ルモノ

凡照磨判ノ法衙門より照刷ト後ト事相  
 遅錯ニ出ルバハ批ト稟書ノ得  
 照刷ノ出ルモノ  
 照刷ノ出ルモノ  
 照刷ノ出ルモノ  
 照刷ノ出ルモノ

照磨所ト云也  
 照磨ノ出ルモノ  
 照磨ノ出ルモノ







諸役所より、双つし通する文書亦、たゞも御所印、  
印付ありしに、たゞも其事御所より、たゞも御所使  
典より、合と、き、首領官、並、たゞも、と、兼、り、印、を、と  
彼人、いつ、と、杖、六十、

若一週の内、たゞも、たゞも、不、成、た、り、と、た、ら、し、め、ら  
杖、八十、

若、も、文、書、が、軍、馬、備、後、乃、事、又、た、は、色、古、軍、中、入、用  
の、半、り、又、も、米、穀、ホ、の、半、小、が、ア、ま、れ、は、つ、も、は、杖  
一、百、七、の、通、り、印、付、お、り、と、事、は、た、り、と、杖、一、百、  
軍、の、も、若、ら、し、し、め、ら、し、め、ら、斬、罪、は、た、り、た、り、

漏用、鈔、印、

鈔、は、後、の、か、し、に、紙、を、他、の、紙、の、如、い、に、つ、く、物、た、り、  
大明、寶、鈔、の、り、の、鈔、は、下、を、た、り、の、用、は、ま、り、た、り、た、り、  
た、り、と、た、り、

凡、又、明、寶、鈔、小、印、は、た、り、に、子、細、を、用、し、す、と、  
印、付、た、り、と、又、倒、は、り、と、お、せ、は、一、枚、各、一、十、二、枚  
お、と、一、等、代、也、と、票、杖、八、十、は、若、宝、鈔、庫、室  
と、細、の、役、人、を、用、し、し、吟、味、を、事、は、た、り、右、の  
通、り、に、印、を、使、鈔、又、ハ、倒、は、り、た、り、と、た、り、  
と、と、杖、の、内、に、入、る、者、は、票、右、は、同、し、

擅、用、調、兵、印、信、

用、は、ち、り、た、り、の、た、り、に、用、ら、れ、と、擅、用、と、軍、兵、と  
は、り、た、り、た、り、と、た、り、と、た、り、と、た、り、と、た、り、と、  
り、た、り、

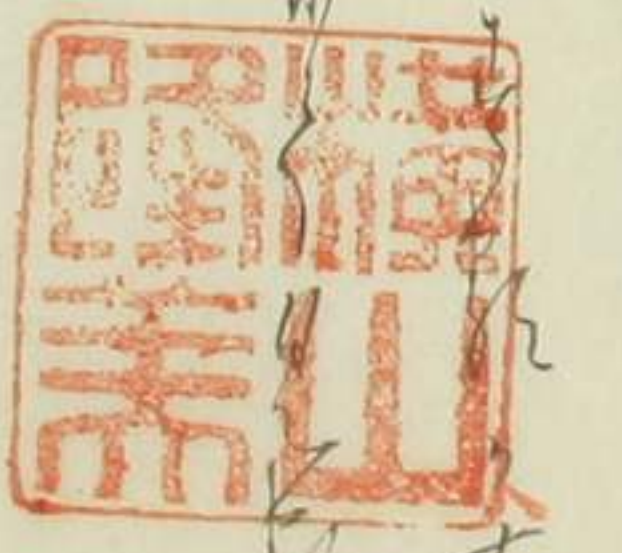
凡、總、兵、將、軍、一、方、が、固、め、と、多、く、は、り、及、び、都、指、揮、使、司、軍、兵、と、す、と、は、り、  
都、指、揮、使、司、軍、兵、と、す、と、は、り、の、役、所、は、も、定、印、信、と、軍  
馬、兵、を、軍、團、代、名、し、と、用、ら、る、文、書、は、用、ら、た、り、  
と、後、に、後、に、た、り、と、た、り、と、た、り、と、た、り、と、

右の言状おきて批帖の物におく云々  
 亦しゆるゆる私用と云々又亦し遠くの歌り物  
 外へばこゝを軍用の底よりんせし関所の運上  
 首領官吏典の印状おきて亦しゆるゆる  
 首領官吏典の印状おきて亦しゆるゆる  
 ともしゆるゆる  
 指揮使司 奏聞しよ  
 信牌待也

信牌

信牌の板より拾へし牌也  
 府別縣に立至るもの信牌  
 毎一日一掌  
 若知府知別知縣の言人  
 信牌は拾へしもの  
 毎一日一掌

無一日一掌  
 若知府知別知縣の言人  
 信牌は拾へしもの  
 毎一日一掌  
 若知府知別知縣の言人  
 信牌は拾へしもの  
 毎一日一掌  
 若知府知別知縣の言人  
 信牌は拾へしもの  
 毎一日一掌



大明律例譯義卷之三終



大正十年五月...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...



